

第75回 通常総代会挨拶



理事長 石井 通人

本日は大変お忙しい中、第75回総代会を開催いたしましたところ、多くの皆様にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、ご来賓として、北条町長 手嶋様、鳥取県土地改良事業団体連合会倉吉事務所長 石川様にお越しいただきました。お二人には、日頃より当改良区の運営に対し、格段のご指導ご鞭撻を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、当改良区も今年で75回目の節目を迎えました。振り返れば昭和42年から「ほ場整備事業」に着手し、作物の集団化を図り、高度に機能化された農地へと生まれ変わりました。

さらに、散水方法もホースからスプリンクラーへと切り替わり、昭和55年には集中コントロールによる自動化が着実に進められてまいりました。

平成4年には、これら一連の整備により、現在のような非常に収益性の高い集約農業地帯が確立されるに至りました。

一方で現在は、施設の老朽化も進んでおりますが、これにつきましても国や県の支援を仰ぎ、現在改修計画を策定中でございます。進捗につきましては、今後も皆様に随時ご報告をさせていただきたいと考えております。

本日の総代会では、令和6年度事業報告および収支決算、令和7年度一般会計補正予算、令和8年度事業計画および収支予算書など、計18議案を提案しております。何卒慎重にご審議をいただき、円滑な運営に特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

第75回 通常総代会開催



令和8年3月17日13時30分より、北条町中央公民館の2階講堂において、第75回通常総代会を開催しました。

総代37人（うち書面議決10人、出席率92.5%）の出席を頂き、議長には北条町国坂の井上健一総代が選出され、提出された18議案を原案どおり可決決定し閉会しました。

なお、提出議案のうち令和6年度決算及び令和8年度予算の概要は2ページに掲載しています。

※令和7年度決算は確定していますが、内部監査と総代会の承認を受けていませんので、次号で報告します。

功 勞 者 表 彰

特 別 功 勞 表 彰

役員在職20年以上 **福 島 康 博** 様 (由良宿)

功 勞 表 彰

総代在職20年以上

淀 瀬 一 広 様 (江 北 浜)
濱 田 陽 一 様 (松 神)
濱 根 泰 弘 様 (松 神)
永 田 和 茂 様 (東 園)

役員在職12年以上

稲 本 喜 久 様 (田 井)
柿 本 一 夫 様 (田 井)
青 亀 恵 一 様 (弓 原)

職員在職20年以上 **濱 田 賢 一** 様

《令和6年度 一般会計決算》

(収 入)

科 目	決算額	付 記
1 土地改良事業収入	66,105,011円	維持管理費
2 附帯事業収入	261,590	他目的使用料他
3 特定資産運用収入	142,480	預金利息
4 補助金等収入	19,777,724	補助金
5 交付金収入	9,000,000	適正化事業交付金
6 業務受託料収入	98,740	松くい虫防除
7 雑収入	9,834,577	過年度収入他
8 借入金収入	0	
9 特定資産取崩収入	15,240,751	経常費、繰替運用他
10 固定資産売却収入	2,647,455	土地売却費
11 他会計繰入金	502,639	太陽光発電特会より
12 繰越金	11,490,013	
合 計	135,100,980	

(支 出)

科 目	決算額	付 記
1 土地改良事業費支出	73,513,844円	土地改良事業に要する経費
2 一般管理費支出	38,644,384	土地改良区運営に要する経費
3 借入金返済支出	0	
4 支払利息	0	
5 固定資産取得支出	1,924,493	事務所用エアコン他
6 特定資産積立支出	13,036,368	繰替運用他
7 他会計繰出額	0	
8 繰越金	7,981,891	
9 予備費	0	
合 計	135,100,980	

《令和6年度 太陽光発電事業特別会計決算》

(収 入)

科 目	決算額	付 記
1 発電事業収入	506,550円	売電収入
2 特定資産運用収入	6,197	預金利息
3 雑収入	0	
4 他会計繰入金	0	
5 繰越金	178,343	
合 計	691,090	

(支 出)

科 目	決算額	付 記
1 発電事業費	0円	
2 特定資産積立支出	0	
3 他会計繰出金	502,639	電力費に充当
4 繰越金	188,451	
合 計	691,090	

《令和6年度 貸借対照表》

令和7年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	円
1 流動資産	17,118,999
2 固定資産	
(1) 基本財産	0
(2) 特定資産	6,046,205,812
(3) その他固定資産	6,062,660
3 繰延資産	0
資 産 合 計	6,069,387,471

科 目	金 額
II 負債の部	円
1 流動負債	4,923,812
2 固定負債	47,324,419
負債合計	52,248,231
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	4,972,184,102
2 一般正味財産	1,044,955,138
正味財産合計	6,017,139,240
負債及び正味財産合計	6,069,387,471

《令和8年度 一般会計予算》

(収 入)

科 目	予算額	付 記
1 土地改良事業収入	74,289千円	維持管理費
2 附帯事業収入	159	他目的使用料他
3 特定資産運用収入	156	預金利息
4 補助金等収入	5,013	補助金
5 交付金収入	1,800	適正化事業交付金
6 業務受託料収入	100	松くい虫防除
7 雑収入	568	過年度収入他
8 借入金収入	0	
9 特定資産取崩収入	37,276	経常費、繰替運用他
10 固定資産売却収入	0	
11 他会計繰入金	510	太陽光発電特会より
12 繰越金	0	
合 計	119,871	

(支 出)

科 目	予算額	付 記
1 土地改良事業費支出	62,300千円	土地改良事業に要する経費
2 一般管理費支出	28,961	土地改良区運営に要する経費
3 借入金返済支出	0	
4 支払利息	0	
5 固定資産取得支出	0	
6 特定資産積立支出	28,310	繰替運用他
7 他会計繰出額	0	
8 繰越金	0	
9 予備費	300	
合 計	119,871	

《令和8年度 太陽光発電事業特別会計予算》

(収 入)

科 目	予算額	付 記
1 発電事業収入	500千円	売電収入
2 特定資産運用収入	10	預金利息
3 雑収入	0	
4 特定資産取崩収入	0	
5 他会計繰入金	0	
6 繰越金	178	
合 計	688	

(支 出)

科 目	予算額	付 記
1 発電事業費	0千円	
2 特定資産積立支出	0	
3 他会計繰出金	510	電力費に充当
4 繰越金	178	
合 計	688	

令和8年度の賦課金について

●賦課基準日 令和8年4月1日

●納期限

期別	賦課金種別	納期限
1期	維持管理費（前期）	令和8年7月31日
2期	維持管理費（後期）	令和8年8月31日

●徴収金額（千㎡当たり）

維持管理費	12,650円（前期6,350円・後期6,300円）※前年度 11,350円
維持管理費（松神）	12,850円（うち排水管理費分200円）（前期6,450円・後期6,400円）
維持管理費（大栄）	13,050円（うち排水管理費分400円）（前期6,550円・後期6,500円）

地区除外の取扱いについて

1. 農地転用（地区除外）を計画される場合には、まず土地改良区に御相談ください。
2. **地域内の農地である以上は、公共買収や宅地等へ転用される場合を除き、地区除外は認められません。**
3. 道路、河川用地等の公共事業として用地買収される場合や農地以外へ転用される場合は、下表のとおり決済金が必要です。

〔令和8年度 地区除外決済金〕

※公共用地買収であっても、地区除外の申請手続と決済金が必要です。地区除外の手続と決済金を納めていただかないと、いつまでも賦課金が賦課されますので、用地交渉の時に「北条砂丘土地改良区の受益地」であることを言って、後日に問題が残らないようにお願いします。

1	維持管理費決済金（千㎡当たり）	94,099円
	松神地区	95,499円
	大栄地区	96,899円
2	役員現地確認日当（1申請当たり）	1,300円

（注）維持管理費決済金は、今後の改良区の運営及び施設を管理していくための費用を決済していただくものです。

新役員の紹介

令和8年3月17日の総代会において行われた役員補欠選挙により、江北の横濱郁生さんが無投票で理事に当選されました。業務分掌は庶務委員です。

任期は令和8年3月25日～令和11年3月29日です。

職員の正規採用について

令和7年10月1日付で、技師の中江光成を正規採用しました。今後ともよろしくお願いします。

太陽光発電の実績

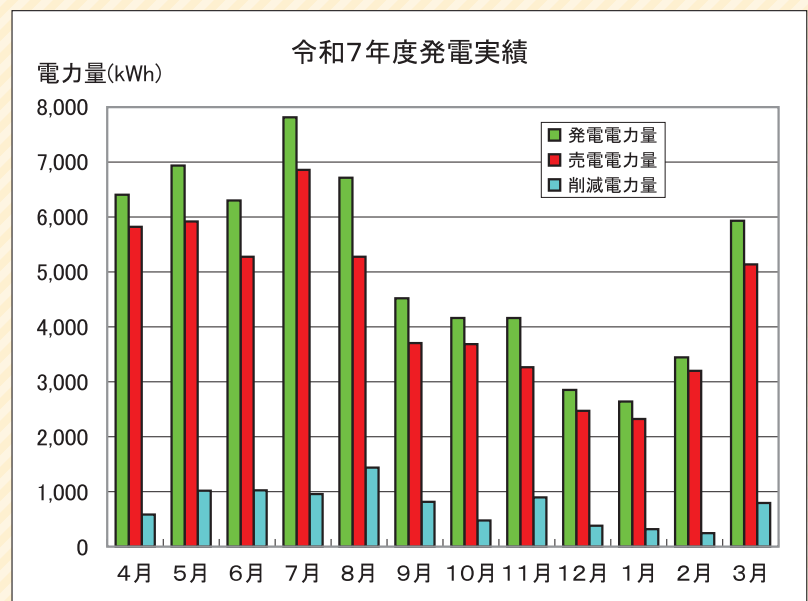
◎令和7年度発電実績

- ・設備容量：54kW(合計6か所)
- ・発電電力量：61,886.32kWh
- ・売電電力量：52,939.9kWh
- ・売電収入：529,399円
- ・削減電力量：8,946.42kWh
- ・削減電力費：約268,000円

◎平成23年3月から

令和8年3月末までの実績

- ・総発電電力量：912,492.54kWh
- ・総売電電力量：773,133.2kWh
- ・総売電収入：27,308,183円
- ・総削減電力費：約3,055,000円



●組合費の全額納付について

期別で賦課しております組合費を、1期（7月）で全額納付していただくことができます。
御希望の方は、改良区に申し出てください。

●休耕畑の賦課金について

賦課金は、休耕畑についても、従来どおり地積割りで賦課されますので、御理解御協力よろしくお願いたします。

●口座振替及び振込入金の領収書について

口座振替及び振込入金の方は、通帳記入をもって領収書にかえさせていただきます。

●組合費の口座振替（自動引落）について

組合費の口座振替は、ゆうちょ銀行・鳥取中央農協・鳥取銀行・山陰合同銀行で取り扱っております。

組合費の納入は、安全で納め忘れの心配もなく、納期ごとに金融機関に出かける手間もはぶける便利な口座振替を是非御利用ください。口座振替の手続には1か月程度かかります。お早めにお申し込みください。

口座振替依頼書は上記の金融機関（農協・鳥取銀行のみ）及び北条砂丘土地改良区にあります。

※「ゆうちょ銀行・山陰合同銀行」を利用される場合には、専用の申込書での手続が必要です。

御希望の方は事前に改良区まで連絡をお願いします。

●こんなときは必ず手続をお願いします

農地の権利関係が、次の事由により異動したときは必ず土地改良区に届け出てください。

土地改良法第44条の規定により、組合員には資格得喪の通知義務が課されています。

（組合員資格得喪通知書は改良区にあります。）

1. 組合員の死亡 2. 土地の売買・譲渡 3. 住所や氏名の変更 4. 農業者経営移譲年金を受給

※農地を相続・取得された場合、土地改良法第43条の規定によりその農地の権利義務を引き継ぐこととなります。このため、賦課金の滞納金がある場合は、相続・取得された方にそのまま引き継がれますので御注意ください。

●農地の所有権移転にも土地改良区の意見書が必要です

農地の所有権移転（農地法第3条）には、本来土地改良区の意見書は不要ですが、所有権移転された土地に滞納賦課金がある場合、土地改良法第43条の規定により新たな所有者が滞納金の納付義務を負うため、北栄町では土地改良区の意見書を必要としています。

農業委員会に所有権移転の申請をされる前に、土地改良区へ意見書の交付を申請してください。

●賦課金の期限内納入のお願い

北条砂丘土地改良区賦課金は、期限内に納入されるように御協力をお願いします。賦課金を期限内に納入されない組合員に対して、滞納処分の前提となる督促状を送付します。督促状には1通につき100円の督促手数料が加算されます。

また、年初めに、未納のある組合員に送付する「納付催告」には年14.6%の延滞金が加算されますので御注意ください。

納期限までに納付ができない場合には、お早めに土地改良区事務所（電話0858-36-2004）まで御相談ください。

●滞納処分について

組合費を滞納した場合、納期限までに納付された方との公平性を保つため、土地改良法第39条の規定により滞納処分の法的手続をとり、財産を差し押えることがありますので、御注意ください。

原則として、財産の差し押えを行うに当たり、事前予告や本人の同意は必要としません。

令和7年度は、7件の滞納処分認可を受け、差し押えを執行しました。

今年度も滞納処分を行う予定ですので、未納の場合は速やかに金融機関などで納付してください。

節水に御協力をお願いします。

近年、電気代が非常に高騰しています。電気の使用量を抑えるため、不要な畑への散水は極力止めて頂き、節水に御協力いただきますようお願いいたします。

雨天時に散水を中止することによって、1日当たり約15万円の電気代が削減されます。

電磁弁の上に物を置かないで！

電磁弁ボックスの上に物をのせたり、周りに農業資材などを置かれていることがあります。

水が出ない、あるいは止まらない時には、早急に電磁弁を点検しなければなりません。ボックスを外すのにかなりの時間を費やすケースが増えてきています。

迅速な点検作業を行うため、電磁弁の周りに物を置かれないよう、御協力よろしくをお願いします。

国道、県道へ飛散するスプリンクラーについてお願い

近年、鳥取県への観光等が増加しており国道、県道の交通量も増えている状況であります。それと同時に国道、県道へ直接飛散するスプリンクラーがあると苦情の連絡も多く受けております。

土地改良区職員で点検を行っておりますが、国道、県道沿いに畑を所有されておられる組合員さんの方でも散水時に確認をお願いします。

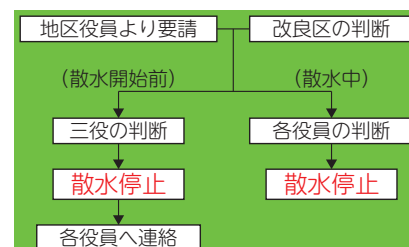
※プロテクターネット、パートクラ（半回転）等、取り扱っておりますので御連絡ください。



悪天候時の対応について

悪天候で散水を停止する場合は、以下の手順で行います。

- ①『地区役員からの要望』または『改良区の判断』で、散水を停止した方がよいと思われる場合
- ②通常散水が始まる前の場合は、三役（理事長・代表理事）の判断で各地区（中北条・下北条・大栄）の散水停止を決定します。
- ③散水中の場合は、全役員に連絡し、意見のまとまった地区から散水を停止していきます。
- ④各地区役員へ散水しないことを連絡します。その後、各地区役員が地区放送で散水中止の周知を行います。
- ⑤改良区職員が、広報車で砂丘畑を巡回します。



強風時の対応について

強風により、飛砂防止散水（5分散水）に切り替える場合は、以下の手順で行います。

バルブが開いてない場合には効果が期待できませんので、バルブを開けていただきますよう御協力をお願いいたします。

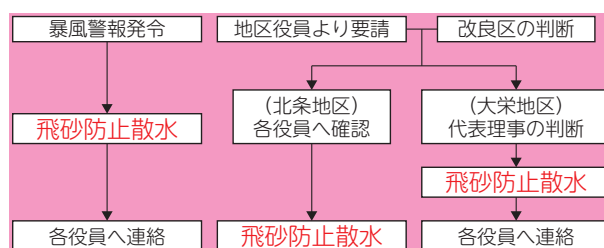
- ①暴風警報が発令され、地面が乾き飛砂が確認されたときには、飛砂防止散水とし、各地区役員へ連絡します。
- ②『地区役員からの要望』または『改良区の判断』で、飛砂防止散水に切り替えた方がよいと思われる場合は、北条地区は、各地区役員に確認し、意見のまとまった地区から飛砂防止散水に切り替えます。大栄地区は、代表理事の判断で飛砂防止散水への切り替えを決定し、各地区役員へ連絡します。
- ③その後、各地区役員が地区放送で飛砂防止散水の周知を行います。
- ④改良区職員が、広報車で砂丘畑を巡回します。

注：散水を中止した日の翌日と、飛砂防止散水の翌日は、全ブロックを散水します。

散水番号は、時間表の先頭番号より散水します。（10番の次は11番、20番の次は1番が出ます。）

雨天時や強風時の対応については、各地区役員が地区放送で周知を行いますが、畑に出ておられる組合員の皆様には地区放送が聞こえないため、補完的に広報車で砂丘畑を巡回しています。

メルマガでも情報を発信していますので、御登録ください。



令和7年度に行った工事の紹介

【土地改良施設維持管理適正化事業】

- ・この事業は農業水利施設の整備補修を行い、施設の機能保持と耐用年数の確保を目的とした事業です。
- ・補助率：国30%、県30%、地元負担40%（うち30%分は5年拠出、10%分は実施時負担）
- ※地元負担40%のうち30%分は北栄町より助成いただいております。

国坂2号ポンプ及び江北浜分水弁整備工事（北栄町国坂・江北）

- ・国坂揚水機場の2号ポンプと江北浜揚水機場にある分水弁の整備補修を行いました。
- 施工業者：中国工機株式会社 契約額：5,643,000円（税込み）



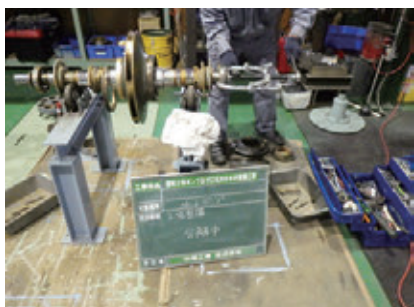
国坂2号ポンプの整備前です。



ポンプケーシングの上蓋を持ち上げ中の状況を確認しています。



ポンプ内の羽根車等を撤去したあとケーシング内面を塗装しています。



羽根車等を工場へ持ち帰り分解しています。



分解とケレン（下地処理）作業が完了しました。



工場での整備を終えた羽根車等がポンプ場に帰ってきました。



羽根車をセットしたらパッキン等の消耗品を取り付けていきます。



モーターとポンプとの回転軸を合わせするための芯出し作業です。



整備が完了しました。これで安心して送水できます。



天神川から送られてきた水を貯水槽に送るための分水弁です。



分水弁の駆動部が故障しているため新しい部品と交換します。



完成後の動作確認では問題なく開閉できることを確認しました。